



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月19日(火) 第9683号

目次

ページ

告 示

- 森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項(林政課) 2
- 監視伝染病の検査命令(畜産課) 2
- 同 3
- 家畜の注射の実施(同) 4
- 特定計量器の定期検査の実施(産業政策課) 5
- 道路の区域変更(道路管理課) 6
- 同 6
- 道路の供用開始(同) 7
- 水防警報を行う河川名及びその区域の指定(河川課) 7

選挙管理委員会告示

- 病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正 7
- 個人演説会等の施設の指定 8

落 札

- 落札者等の決定(二葉特別支援学校) 8

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第65号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成31年3月19日

群馬県知事 大澤 正 明

## 1 区域及び期間

(1) 区域 前橋市、渋川市、高崎市、藤岡市、富岡市、昭和村、みなかみ町、桐生市、太田市、館林市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森林

(2) 期間 平成31年4月8日から同年5月27日まで

## 2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該伐倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破碎し、又は焼却すること。

4 命令しようとする理由 1(1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

## ◎群馬県告示第66号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成31年3月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 実施の目的 次に掲げる家畜伝染病の発生を予防し、又はその発生の状況及び動向を把握するため
  - (1) ブルセラ病及び結核病
  - (2) ヨーネ病
  - (3) 伝達性海綿状脳症
  - (4) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）
  - (5) 腐蛆病
- 2 実施する区域 所轄家畜保健衛生所長が指定する区域
- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
  - (1) ブルセラ病及び結核病にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
    - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
    - イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後6月未満のものを除く。）
    - ウ ア又はイに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛（生後6月未満のものを除く。）
  - (2) ヨーネ病にあつては、次に該当する牛で所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
    - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
    - イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後6月未満のものを除く。）
    - ウ ア又はイに掲げる牛と同一施設内で飼育している牛（生後6月未満のものを除く。）
    - エ 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛（生後6月未満のものを除く。）
    - オ 搾乳又は繁殖の用に供するため県外から導入した牛及び放牧予定牛（生後6月未満のものを除く。）
    - カ 集畜に伴う共進会出品予定牛（生後6月未満のものを除く。）
  - (3) 伝達性海綿状脳症にあつては、次に該当する家畜の死体
    - ア 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。）
    - イ 月齢又は推定月齢が12月以上のめん羊及び山羊で、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
  - (4) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）にあつては、種鶏及びその候補鶏のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
  - (5) 腐蛆病にあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた蜂群
- 4 実施の期日 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 検査の方法
  - (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症にあつては、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に定める方法
  - (2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）にあつては、血清学的検査
  - (3) 腐蛆病にあつては、臨床検査及び細菌学的検査
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成31年3月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生の予察
  - (1) 豚コレラ
  - (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ
  - (3) アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱
- 2 実施する区域 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
  - (1) 豚コレラにあつては、所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚
  - (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）を100羽以上（だちょうの場合は、10羽以上）飼養する農場の家きんのうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
  - (3) アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱にあつては、越夏していない牛のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めたもの
- 4 実施の期日
  - (1) 豚コレラ並びに高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
  - (2) アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱にあつては、平成31年6月1日から同年11月30日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日
- 5 検査の方法
  - (1) 豚コレラにあつては、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清学的検査
  - (2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザにあつては、臨床検査、ウイルス分離検査及び血清抗体検査
  - (3) アカバネ病、チュウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱にあつては、臨床検査及び血清学的検査
- 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

#### ◎群馬県告示第68号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の注射を次のとおり実施する。

平成31年3月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 実施の目的 次に掲げる監視伝染病の発生を予防するため
  - (1) 牛ウイルス性下痢・粘膜病（Ⅰ型及びⅡ型）
  - (2) 牛伝染性鼻気管炎
  - (3) 豚オーエスキー病
- 2 実施する区域 県内全域

## 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 牛ウイルス性下痢・粘膜病（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、放牧予定牛  
 (2) 豚オーエスキー病にあつては、家畜防疫員が必要と認めた豚

## 4 実施の期日 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間において所轄家畜保健衛生所長の定める日

## 5 注射の実施の方法

- (1) 牛ウイルス性下痢・粘膜病（Ⅰ型及びⅡ型）及び牛伝染性鼻気管炎にあつては、筋肉内注射法  
 (2) 豚オーエスキー病にあつては、皮内注射法又は筋肉内注射法

## 6 その他 実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## ◎群馬県告示第69号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成31年3月19日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 定期検査を行う区域 富岡市、甘楽郡及び佐波郡  
 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり  
 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
平成31年4月23日	午前10時～午後3時	南牧村役場庁舎前車庫棟
平成31年4月24日	午前10時～午前11時	下仁田町活性化センター
	午後0時30分～午後3時30分	下仁田町群馬県蒟蒻原料商工業協同組合
平成31年4月25日	午前10時～午前11時	甘楽町旧町立第三中学校
	午後0時30分～午後3時30分	甘楽町甘楽富岡農業協同組合甘楽支所
平成31年5月10日	午前10時～正午	富岡市黒岩公民館
	午後1時～午後3時	富岡市小野公民館
平成31年5月13日	午前10時～正午	富岡市妙義中央公民館
	午後1時30分～午後3時30分	富岡市額部公民館
平成31年5月14日	午前10時～午後3時	富岡市吉田公民館
平成31年5月16日	午前10時～午後3時	富岡市一ノ宮公民館
平成31年5月17日	午前10時～午後3時	富岡市生涯学習センター
平成31年5月20日	午前10時～午後3時	富岡市生涯学習センター
平成31年5月21日	午前10時～午後3時	富岡市生涯学習センター

平成31年5月29日	午前10時～午後3時	玉村町佐波伊勢崎農業協同組合たまむら野菜集送センター
平成31年5月30日	午前10時～午後3時	玉村町住民活動サポートセンターぱるふるハートホール

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

4 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月19日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	354号	太田市東別所町92番地先から同市同99番の1地先まで	前	30.4～35.0	118.0
			後	30.4～33.0	118.0

◎群馬県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月19日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	足利邑楽行田線	邑楽郡邑楽町大字狸塚字店1492番の1地先から同郡同町大字同字同1423番の4地先まで	前	7.0～9.5	580.0
			後	9.0～11.5	580.0

◎群馬県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年3月19日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	足利邑楽行田線	邑楽郡邑楽町大字狸塚字店1492番の1地先から同郡同町大字同字同1423番の4地先まで	平成31年3月19日

◎群馬県告示第73号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川名及びその区域を指定した。

平成31年3月19日

群馬県知事 大澤 正 明

水系名	河川名	区 域	所管土木事務所名
利根川	鑛 川	左岸 高崎市吉井町岩崎 自 右岸 高崎市吉井町吉井 (大沢川合流点) 至 右岸 鮎川合流点 (直轄上流端)	高 崎 藤 岡
		左岸 富岡市富岡 字川久保 至 左岸 富岡市曾木 字大久保 右岸 — (左岸のみ) 右岸 —	富 岡
		左岸 甘楽郡下仁田町下仁田 字下河原 至 左岸 甘楽郡下仁田町 下仁田字下河原 右岸 — (左岸のみ) 右岸 —	

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第14号

病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示（昭和41年群馬県選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

表1の項中「医療法人大和会 西毛病院 同 神農原559番地1」を「医療法人大和会 西毛病院 医療法人大和会 西毛病院介護医療院 同 559番地1」に、「医療法人弥生会 吾妻さくら病院 同 中之条町大字伊勢町782-1」を「医療法人弥生会 吾妻さくら病院 介護医療院 同 中之条町大字伊勢町782-1」に改め、同表2の項中「地域密着型特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」 同 新保町993」を「地域密着型特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」 同 新保町993」に、「地域密着型特別養護老人ホーム あさひ 同 大泉町朝日4-17」を「地域密着型特別養護老人ホーム あさひ 同 大泉町朝日4-17」に改め、同表3の項中「地域密着型特別養護老人ホーム あさひ 同 大泉町朝日4-17-30」を「地域密着型特別養護老人ホーム あさひ 同 大泉町朝日4-17-30」に改める。

◎群馬県選挙管理委員会告示第15号

明和町選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した。

平成31年3月19日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

施設の名称	所在地	種別	収容人員	面積	指定年月日
明和町ふれあいセンターズカケ	邑楽郡明和町千津井314番地1	レクリエーションスペース	60人	81.03㎡	平成31年3月1日
明和町ふれあいセンターポプラ	邑楽郡明和町須賀249番地1	レクリエーションスペース	60人	81.03㎡	平成31年3月1日

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成31年3月19日

群馬県立二葉特別支援学校校長 筑井博之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 群馬県立二葉・二葉高等特別支援学校スクールバス運行委託業務 5路線
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立二葉特別支援学校 群馬県高崎市足門町120
- 3 落札者を決定した日 平成31年2月13日

- 4 落札者の名称及び所在地 群馬コープ観光株式会社 群馬県高崎市菅谷町20-170
- 5 落札金額 37,584,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年12月28日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---